

「大人の小布施留学」留学生受入事業者募集要項

1 目的と概要

「大人の小布施留学」とは、移住・定住を主たる目的に定めず、地域に若者の持続的な還流をもたらすことにより、地域の課題解決や新たな価値創造を図ろうとする試みです。「大人の小布施留学」参加者（以下「留学生」という。）が民間企業等（以下「事業者」という。）と協働することで、町及び民間の事業活性化や将来的な働き手の獲得を目指します。留学生と共に課題解決や新たな価値創造に取り組みたい事業者を募集します。

2 応募要件

事業者の応募に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ・町内に店舗又は事業者を有する法人又は団体
 - ・町外の事業者が受託した場合、小布施町内へ法人登記をし、又は店舗若しくは事業者を設けること。
- (2) 町民税の申告義務があり、市町村税等を滞納している事業者でないこと。
- (3) 事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (6) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。
- (7) 留学生を事業者の補充人材ではなく、町や事業者の課題解決に向けた取組に挑戦する案件に携わる人材として受け入れること。
- (8) 留学生の活動内容に責任を持ち、町での生活や社内での業務をマネジメントする担当者を配置の上、担当者は事務局又は町からの問い合わせに迅速に対応できる体制を整えること。

3 留学生の受入に関する事項

- (1) 体制図
別紙「体制図」のとおり

(2) 対象事業・期間

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業者の責務

留学生と町がインターンシップ契約若しくは業務委託契約を締結するため、事業者は留学生に対する報酬の支払義務、雇用保険等への加入義務を負いません。ただし、事業者の責務として次のことに対応していただきます。

- ① 事業者紹介記事の作成
- ② 留学生活動のマネジメント・実績のとりまとめ
- ③ 留学生活動に必要な情報収集・研究
- ④ 留学生の地域交流のサポート
- ⑤ 留学生の日常生活に関する助言や相談
- ⑥ 留学生の活動状況等に関する事務局への定期的な報告や相談
- ⑦ その他、留学生の円滑な地域協力活動等のために必要な事項

(4) 受入までの流れ

① 事業者紹介記事の提出

「大人の小布施留学」留学生受入れ申込書（様式第1号）、応募要件に係る宣誓書（様式第2号）、受入事業等提案書（様式第3号）等の応募書類を提出後、受入事業者として選定された全ての事業者は、事務局が留学生と事業者のマッチングを成立させるために必要な事業者紹介記事を作成し、事務局に提出します。

② 事務局からのヒアリング

事業者紹介記事をもとに、事務局が事業者に対してヒアリングを実施します。

③ 留学生とのマッチング

記事内容の確定後、事務局が事業者と留学生の双方に対し、複数回のヒアリングを実施の上、マッチングを行います。マッチングが成立した事業者に、別紙仕様書に定める期間、留学生が派遣されます。なお、マッチングが成立しない場合は、派遣は延期若しくは中止となります。

④ 業務計画書・宣誓書の提出

マッチング後、事業者、留学生及び事務局は協議のうえ業務計画書を作成し、受入に関する宣誓書を町に提出します。計画書に関しては町が内容を精査し、事業者と留学生は業務計画書に沿って活動し、必要があれば事業者と留学生で協議の上、変更できるものとします。

4 事業者の選定

(1) 選定方法

① 1次選考：書類審査

応募書類を審査し、選考結果を全ての応募事業者にメール又は文書で通知します。

② 2次選考：ヒアリング

1次選考の通過事業者を対象に、ヒアリングを実施します。

(オンライン又は小布施町で実施(交通費は自己負担))

本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性などを総合的に公平かつ客観的に評価し、受入事業者を選定します。

(2) 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

① 応募書類に虚偽があること。

② その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、「大人の小布施留学」留学生受入事業者決定(却下)通知書(様式第4号)により、決定後速やかに応募事業者に対して通知します。

5 応募方法

(1) 応募期間

① 令和8年8月～10月(3ヶ月)の留学生受入を希望する場合

令和8年4月21日(火)から令和8年5月16日(土)まで

② 令和8年10月～令和9年9月(1年間)の留学生受入を希望する場合

令和8年4月21日(火)から令和8年8月16日(日)まで

(2) 応募書類

下記の書類(各1部)を応募期間内にメールにて提出してください。

① 「大人の小布施留学」留学生受入申込書(様式第1号)

② 応募要件に係る宣誓書(様式第2号)

③ 受入事業等提案書(様式第3号)

④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

⑤ その他参考資料(任意、様式自由)

(3) 提出先・問合せ先

大人の小布施留学事務局 一般社団法人小布施まちイノベーション HUB

担当：小宮山

E-mail: obuseryugaku@obuse-hub.com

6 その他

(1) 提出いただいた書類は、返却いたしません。

(2) 提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届(様式自由)を提出してください。